

小型移動式クレーン運転技能講習 申込書

『荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置で、原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるものの内、つり上げ荷重が1 t以上5 t未満のもの』は技能講習の修了が必要です。具体的には、車両積載型トラッククレーンなどが該当します。

【受講条件】特になし

【講習会場】各コース別カリキュラム(開始時間別)

学科会場 技術技能講習センター豊玉会場(東京都練馬区豊玉北 4-1-6-2F)

実技会場 技術技能講習センター実技会場(東京都練馬区高松 3-22-18)

	学科	実技
時間	1 日目 9:00~17:30 2 日目 9:00~17:20	8:00~17:00
コース	Aコース 2 日目午後免除・Bコース 2 日目午前免除 Cコース 2 日目全て免除	全コース

コース	日数	受講料	受講資格
Aコース	3 日 (17H)	26,600+1,340=27,940 7月以降 26,800+1,340=28,140	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン・デリック運転士免許 ・揚貨装置運転士免許 ・床上操作式クレーン運転技能講習 ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第一号)第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許又は同令第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者 ・玉掛け技能講習 ・旧クレーン則第二百三十五条に規定するデリック運転士免許
Bコース	3 日 (17H)	26,600+1,340=27,940 7月以降 26,800+1,340=28,140	一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者
Cコース	2 日 (14H)	25,600+1,340=26,940 7月以降 25,800+1,340=27,140	Aコース・Bコース共に該当資格を有するもの
通常	3 日 (20H)	29,400+1,340=30,740 7月以降 29,600+1,340=30,940	上記資格該当なし

申込者名(会社名 or 個人名)		ご連絡先
住所 (関係書類送付先になります)	〒	TEL(携帯可) — — FAX
担当者名(個人の方は記入不要)		— —

受講者情報

申込コース	日程(初日)	月	日	申込コース	日程(初日)	月	日
名 前				名 前			
生年月日	昭和・平成	年	月 日(満 歳)	生年月日	昭和・平成	年	月 日(満 歳)
住 所	〒			住 所	〒		

【申込方法】

必要事項記入後 FAX か郵送で送付 ⇒FAX 03-6914-9684

郵送の方 176-0012 東京都練馬区豊玉北 4-1-5-1F 技術技能講習センター株式会社 宛
受付処理後講習会必要書類(会場地図・受講料振込案内)を送付いたします。

人数が2名を超える場合はコピーしてお使い下さい。

ご不明な点等ありましたらご連絡ください。技術技能講習センター ☎03-6914-9674